

# 第 3 章

## 労働時間・賃金等の動向

経済の好循環の更なる拡大を実現していくためには、賃金の引上げが重要な要素である中、2017年度の名目賃金は、2014年度以降4年連続で増加し、春季労使交渉では賃上げやベースアップを実施する企業の割合も上昇している。また、長時間労働の是正など働き方の見直しが課題となる中、労働時間の動向に関する関心は高まっている。

本章においては、労働時間、賃金、春季労使交渉の動向について概観していく。

### 第 1 節 労働時間・有給休暇の動向

- 月間総実労働時間は、2013年以降減少傾向にあり、パートタイム労働者比率の変動とパートタイム労働者の月間総実労働時間の変動が、マイナスに寄与している。ただし、近年、パートタイム労働者比率の変動によるマイナス寄与が弱まっている

まず、労働時間の動向について概観していく。第1-(3)-1図は、2008年から2017年にかけての5人以上規模事業所における月間総実労働時間の推移を示している。月間総実労働時間の推移をみると、2009年から2012年にかけて増加傾向となっていたが、2013年以降減少傾向で推移しており、2012年には147.1時間であった水準は、2017年には143.4時間まで減少している。

月間総実労働時間について所定内労働時間、所定外労働時間に分けてみると、所定外労働時間は2013年以降横ばい圏内で推移している一方で、所定内労働時間は減少傾向で推移しており、2012年には136.7時間であった水準は、2017年には132.5時間にまで減少している。

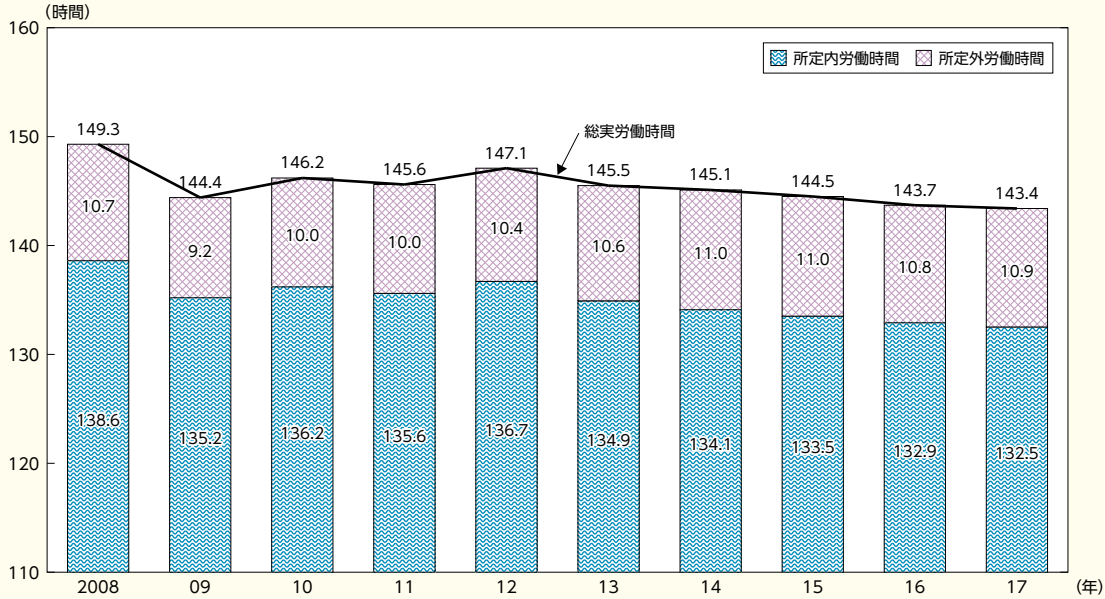
ここまで、月間総実労働時間が減少傾向にあることを確認したが、その要因についてより詳細にみていく。第1-(3)-2図により、月間総実労働時間の前年差の寄与度分解をみると、2009年以降、パートタイム労働者比率が一貫して上昇傾向にある中<sup>7</sup>、月間総実労働時間の変動に対してマイナスの寄与が続いていることが分かる。加えて、パートタイム労働者の月間総実労働時間の変動も、2013年以降、マイナスに寄与し続けている。

2017年の動向をみると、パートタイム労働者比率が前年から横ばい圏内で推移したことから、月間総実労働時間の変動に対してパートタイム労働者比率の変動は大きな影響を与えておらず、パートタイム労働者の月間総実労働時間の変動が、引き続きマイナスに寄与している。

7 第1-(3)-10図の左図を参照。

第1-(3)-1図 月間総実労働時間の内訳の推移

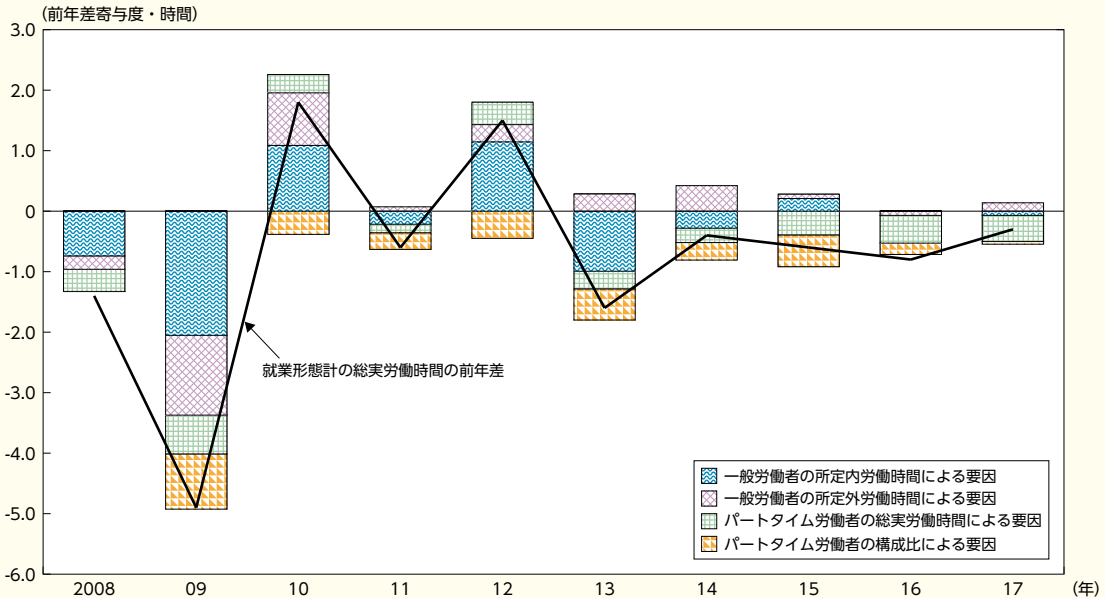
○ 月間総実労働時間は、2009年から2012年にかけて増加傾向となっていたが、2013年以降減少傾向で推移している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成  
 (注) 調査産業計、就業形態計、常用労働者、事業所規模5人以上の値を示している。

第1-(3)-2図 月間総実労働時間の前年差の要因分解

○ 2017年の動向をみると、月間総実労働時間の変動に対してパートタイム労働者比率は大きな影響を与えておらず、パートタイム労働者の月間総実労働時間の変動がマイナスに寄与している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成  
 (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。  
 2) 実数値をもとに算出。算出方法は以下のとおり。  
 3) 要因分解の計算式は以下のとおり。  

$$\Delta P = (1 - \bar{r})\Delta Q + (1 - \bar{r})\Delta R + \bar{r}\Delta S + (\bar{S} - \bar{Q} - \bar{R})\Delta r$$
 P: 就業形態計の総実労働時間      S: パートタイム労働者の総実労働時間  
 Q: 一般労働者の所定内労働時間      r: パートタイム労働者比率  
 R: 一般労働者の所定外労働時間      Δ: 当年と前年の増減差  
   : 当年と前年の平均

- 一般労働者の所定内労働時間は横ばい圏内で推移、所定外労働時間は緩やかに増加している。長時間労働者では、週 60 時間以上就労している雇用者の割合が男女とも低下する中、週 40 時間から 48 時間以下の同割合が、男性を中心に上昇している

次に、一般労働者、パートタイム労働者の労働時間についてみていく。

まず、第 1-(3)-3 図の左図により、一般労働者の月間総実労働時間の推移をみると、2009 年から 2012 年にかけて増加傾向で推移し、2012 年から 2013 年にかけて減少したが、2013 年以降、緩やかに増加している。

月間総実労働時間について内訳をみると、所定外労働時間は 2013 年の 13.8 時間から 2017 年に 14.6 時間にまで増加している一方で、所定内労働時間は 2013 年の 154.4 時間から 2017 年には 154.2 時間と横ばい圏内で推移している。

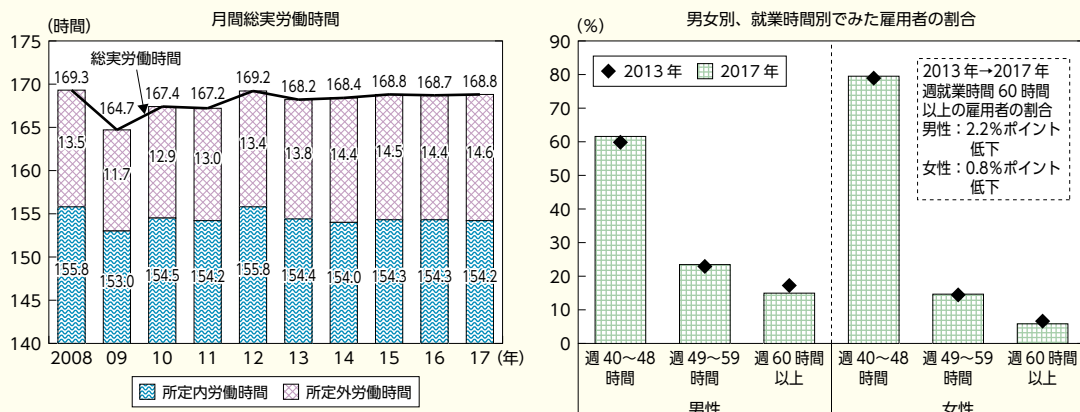
さらに、長時間働いている雇用者の動向を確認していく。ここでは、総務省「労働力調査（基本集計）」を用いて、月末 1 週間の就業時間が週 40 時間以上の雇用者に着目する。第 1-(3)-3 図の右図により、男女別及び月末 1 週間の就業時間別に雇用者の割合をみると、週 60 時間以上就労している雇用者の割合は、2013 年と比較し、男性で 2.2%ポイント低下、女性で 0.8%ポイント低下し、2017 年においては、男性で 15.0%、女性で 5.8%となっている。他方、週 49～59 時間で就労している雇用者の割合は、2013 年と比較し、男性で 0.6%ポイント上昇、女性で 0.3%ポイント上昇し、2017 年では、男性で 23.5%、女性で 14.7%となっている。また、週 40～48 時間で就労している雇用者の割合は、2013 年と比較し、男性で 1.8%ポイント上昇、女性で 0.6%ポイント上昇し、2017 年においては、男性で 61.6%、女性で 79.5%となっている。

総じてみると、長時間働いている雇用者については、週 60 時間以上就労している雇用者の割合が男女ともに低下する中、週 40～48 時間で就労している雇用者の割合は、男性を中心に上昇している。

さらに、第 1-(3)-4 図により、産業別及び月末 1 週間の就業時間別にみた雇用者の割合について、2013 年から 2017 年にかけての変化をみると、週 60 時間以上就労している雇用者の割

第 1-(3)-3 図 一般労働者の労働時間等について

- 週 60 時間以上就労している雇用者の割合は、男女とも低下する中、週 40～48 時間で就労している雇用者の割合が、男性を中心に上昇している。

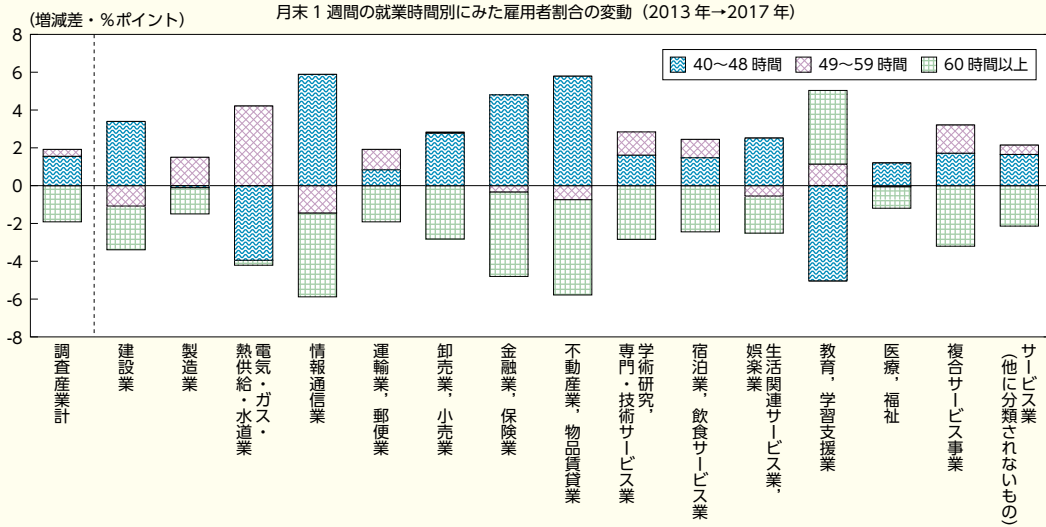


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 左図は、事業所規模 5 人以上、調査産業計の値を示している。  
 2) 右図は、非農林雇用者について作成しており、月末 1 週間の就業時間 40 時間以上の雇用者に占める就業時間別の雇用者の割合を示している。

第1-(3)-4図 産業別及び月末1週間の就業時間別にみた雇用者の割合の変動

○ 産業別に週60時間以上就労している雇用者の割合をみると、「教育、学習支援業」を除き、全ての産業において低下している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成  
 (注) 非農林雇用者について作成しており、月末1週間の就業時間40時間以上の雇用者に占める就業時間別の雇用者の割合を示している。

合は「教育、学習支援業」を除き、全ての産業において低下している。週49～59時間以下は「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」において上昇幅が大きく、週40～48時間以下は「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」「金融業、保険業」において上昇幅が大きくなっている。

●短時間労働者では、女性を中心に就業時間を増やしたいと希望する者が多い

次に、パートタイム労働者の労働時間についてみていく。

第1-(3)-5図の左図により、パートタイム労働者の月間総実労働時間の推移をみると、2009年から2012年にかけて増加傾向で推移した後、2013年以降減少傾向で推移している。

月間総実労働時間について内訳をみると、所定外労働時間は2013年に3.0時間であった水準が、2017年には2.6時間に、所定内労働時間は2013年に88.1時間であった水準が、2017年には83.5時間と減少傾向にある。

パートタイム労働者の月間総実労働時間が減少していることを確認したが、実際には就業者の労働時間に関する希望と必ずしも合致していない可能性がある。そこで、第1-(3)-5図の右図により、月末1週間の就業時間が1～34時間の雇用者において、就業時間の増減希望の状況を確認していく。

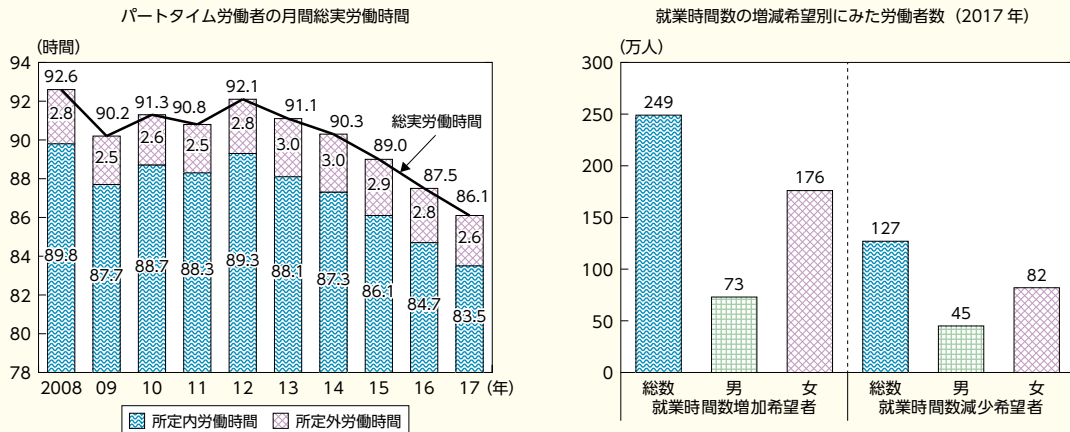
2017年の状況を見ると、減少を希望する者が127万人である一方で、就業時間数の増加を希望する者が249万人となっており、減少を希望する者の約2倍の水準となっている。男女別にみると、女性において、減少を希望する者が82万人である一方で、就業時間数の増加を希望する者が176万人となっており、女性において就業時間の増加を希望する方が多いことが分かる。

労働需給が逼迫化し、企業においても人手不足が深刻となっている中、現在の就業時間を増やしたいと希望する就業者が、現状よりも長い時間働くことのできる環境整備を進めることは、人手不足解消にも貢献する可能性が考えられる。



第1-(3)-5図 パートタイム労働者の労働時間について

○ 月末1週間の就業時間が1～34時間の雇用者は、女性を中心に就業時間の増加を希望する者が多い。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 左図は、事業所規模5人以上、調査産業計の値を示している。  
2) 右図は、雇用者について作成しており、月末1週間の就業時間1～34時間の雇用者を対象としている。

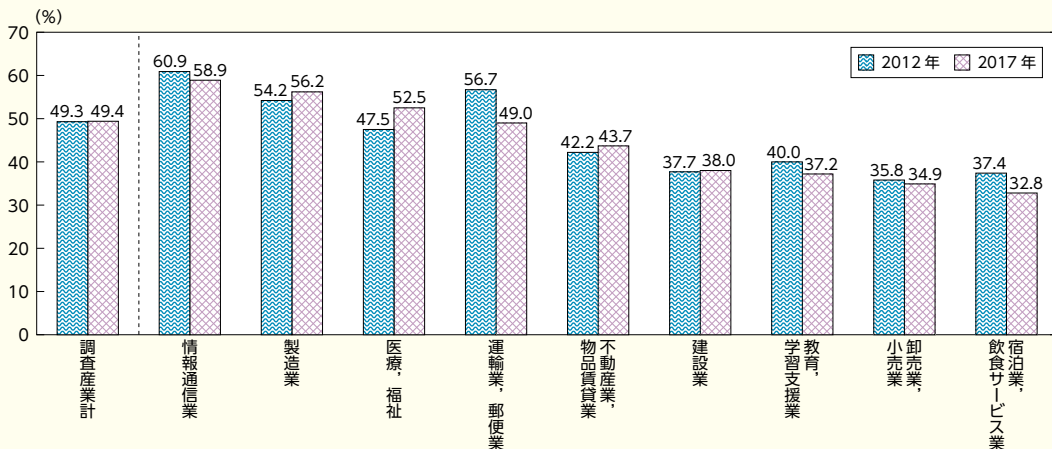
● 「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」などの人手不足産業では、年次有給休暇取得率が低下している

続いて、年次有給休暇取得率について確認していく。

第1-(3)-6図により、産業別に年次有給休暇の取得率の動向を確認すると、2012年時点と比較し、調査産業計では横ばいとなっているが、人手不足感が高まっている「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」では、年次有給休暇の取得率が低下していることが分かる。

第1-(3)-6図 産業別にみた年次有給休暇の取得率の状況

○ 2017年では、人手不足感が高い「宿泊業、飲食サービス業」が最も低い水準になっている。  
○ 2012年と比較すると、人手不足感が高い「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」では、年次有給休暇の取得率が低下している。



資料出所 厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 取得率は、取得日数計/付与日数計×100(%)である。  
2) 2008年及び2015年で、調査対象が変更になっているため、時系列比較には留意が必要である。  
2008年から2014年まで：常用労働者が30人以上の会社組織の民营企业  
2015年以降：常用労働者が30人以上の民营企业(複合サービス事業、会社組織以外の法人(医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等)を含む。)

特に、「運輸業，郵便業」では、2012年では56.7%と50%を超える水準であったが、2017年には49.0%となり、7.7%ポイントもの低下となった。

また、2017年の水準をみると、「情報通信業」「製造業」「医療，福祉」では50%を超えている一方で、人手不足感が強まっている「宿泊業，飲食サービス業」では32.8%と最も低い。

さらに、男女別に2017年の年次有給休暇の取得率の状況をみると、男性で前年から1.0%ポイント上昇し46.8%、女性では同1.3%ポイント上昇し55.4%となっており、男女ともに前年からは上昇している（付1-(3)-1図）。